

副本

平成31年(ワ)第100号 損害賠償請求事件

原 告 片倉一美 ほか31名  
被 告 国

### 準備書面（9）

令和3年11月5日

水戸地方裁判所民事第1部合議係 御中

#### 被告指定代理人

稻	玉	祐
前	川	悠
山	口	友
湯	浅	寛
藤	丸	史
近	藤	遼
森	田	哉
関	大	輔
林	八	千
高	根	栄
塩	孝	博
藤	橋	裕
須	井	彦
大	本	介
瀧	雄	一
ケ	藤	純
崎	雅	史
森	嶋	由
	川	一

関	口	豊
清	水	芳
村	田	基
後	藤	祐
三	枝	伸 太郎
高	橋	靖
上	市	貴 之
霞		安 行
藤	枝	達 也
矢	部	隆 幸
工	藤	美 紀 男
青	木	孝 夫
栗	山	広 宣
栗	原	寛
長	内	博 昭

被告は、本書面において、2021年(令和3年)8月18日付け原告ら準備書面(8)(以下「原告ら準備書面(8)」という。)及び同日付け原告ら準備書面(9)(以下「原告ら準備書面(9)」という。)に対し、必要な範囲で反論する。

なお、略称等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 上三坂地区に係る原告らの主張(原告ら準備書面(8))に理由がないこと

### 1 原告らの主張は客観的には「改修の遅れ」に係るものであること

#### (1) 原告らの主張

原告らは、原告らの主張が「被告の堤防整備の計画及びその実施には、堤防整備の時期・順序において格別の不合理がある」(原告ら準備書面(8)13ないし14ページ),「上三坂地区の堤防整備を他の箇所の堤防整備よりも後回しにした改修計画は格別不合理であり、河川管理の瑕疵である」(同書面3ページ)というものであり、「改修の遅れ」を主張するものではないと主張する(同書面32ページ)。

#### (2) 被告の主張

ア これまで繰り返し述べてきたとおり、鬼怒川は、本件氾濫当時、本件基本方針及び本件整備計画に基づいて改修が進められており、これらの改修計画に基づき現に改修中の河川であったことを踏まえると、本件氾濫当時における堤防整備状況の問題を指摘する原告らの主張についても、「改修の遅れ」を指摘するものにほかならない(被告準備書面(6)19ページ)。

すなわち、鬼怒川は、本件氾濫当時、既に改修計画が定められ、当該改修計画に基づいて現に改修中の河川であったところ、上三坂地区も、整備(かさ上げ及び拡幅を含む築堤)の対象となる区間とされていたものの(乙70),具体的な改修工事が未だ実施されていなかったこと、鬼怒川には同様に改修工事の必要な未整備区間が上三坂地区以外にも存在していたことなどからすれば、同地区の河川管理の瑕疵が問題とされる余地があると

しても、それは、設置済みの施設がその予定する安全性を備えていないという内在的瑕疵の問題ではなく、改修計画終了段階において予定されている安全性又は予見可能な洪水を防ぐことのできる安全性を備えていないという「改修の遅れ」の問題である（被告準備書面(6) 11ページ参照）。

イ そして、上三坂地区の堤防整備を他の箇所の堤防整備よりも後回しにした改修計画（及びその実施）が著しく不合理である旨の前記(1)の原告らの主張も、要するに、左岸19.5kmないし21.5km地点における「改修の遅れ」を指摘して、河川管理の瑕疵を主張するものと解されるのである（原告ら準備書面(8) 30ページ）。

他方、原告らの主張は、その根拠とされる原告ら準備書面(8)第1の最高裁判決の調査官解説に基づく部分（4ないし13ページ）等を見ても、本件事案の位置づけに関する被告の上記主張に対する反論となっているとは認め難く、理由がない。

ウ そして、堤防整備に係る不合理をいう原告らの主張に対しても、被告は、鬼怒川の河川改修については、距離標ごとの流下能力に基づく治水安全度を評価した上で、河川管理の諸制約を前提として、洪水による被災履歴、流下能力の状況、上下流のバランス等を総合的に勘案し、治水安全度の低い箇所を優先しつつ、いわゆる下流原則に基づき原則として下流から上流に向かって、堤防の整備（既存堤防のかさ上げ及び拡幅、並びに無堤部への築堤）、具体的には、測量等の調査や設計、地権者との交渉による用地取得や補償、築堤工事の施工等を行ってきたこと（被告準備書面(6) 20ページ）等について、繰り返し反論しているところであり、原告らの主張は理由がない。

なお、原告らは、被告が堤防整備の合理性について、説明を行わず、具体的な根拠を示さず、証拠も提出しないと主張するが（原告ら準備書面(8) 36及び49ページ），被告は、治水安全度の算出根拠となる流下能力に

について、計算条件を示して必要な説明を行っている上、本件訴訟の証拠資料として作成されたものであるが、治水安全度の算出の基礎となった流下能力に関する資料（乙79・鬼怒川流下能力算定表〔平成13年度測量〕）を提出して明らかにしており、原告らの主張は理由がない。

## 2 スライドダウン評価による流下能力に基づく堤防整備が不合理である旨の原告らの主張に理由がないこと

### （1）原告らの主張

原告らは、河川改修計画の策定（及びその実施）においては、現況堤防高を第一に考慮しなければならない旨主張し（原告ら準備書面(8)9ないし14ページ等）、スライドダウン評価流下能力について、「堤防の質に係わる幅についての安全度の評価に役立たない」といえ、肝心の堤防の高さに係わる流下能力についての安全度の評価にも役に立たないものであり、「堤防整備（築堤）事業において、堤防整備の時期・順序を判断するのには使えないものである。」と主張する（同書面44ページ）。

### （2）被告の主張

ア 被告準備書面(5)24ページで述べたとおり、事業再評価における堤防の安全度評価については、治水経済調査マニュアル（乙74・7ページ）において、「堤防の高さだけでなく、堤防の質も含めた機能評価を行うこととする。」とされており、この機能評価の方法については、「堤体内への河川水浸透に対する安全性を一つの判断基準として、これを堤体幅で評価することとし、定規断面によるスライドダウンを行って堤防の高さを補正する」とされ、「上述したような評価を加味した堤防の高さを基に、河道計画で用いられている不等流計算法によって河道の流下能力を判定」するものとされている。

河川の管理は、堤防の高さを高めることだけでなく、洪水を安全に流すことができるようとするという観点に立った整備を必要とするところ、治

水安全度は、堤防整備によって堤防の形状を確保するとともに、河道の拡幅・掘削、護岸整備等によって河道の流下断面を適切に確保することによって総合的に高めるものである（被告準備書面(5) 9ページ参照）。そのため、被告準備書面(5) 13ページ及び被告準備書面(6) 20ページで述べたとおり、被告においても、河川の管理として、河川管理の諸制約（財政的、時間的、技術的及び社会的）を前提として、洪水による被災履歴、流下能力の状況、上下流バランス等を総合的に勘案し、治水安全度の低い箇所を優先しつつ、いわゆる下流原則に基づき原則として下流から上流に向かって、堤防の整備を行ってきたところである。

イ 原告らの前記(1)の主張は、堤防整備における種々の考慮事項のうち、堤防の高さのみを殊更重視するものであるが、被告準備書面(5) 24ページで述べたとおり、堤防の安全度の評価は、堤防の物理的な高さのみによって行うことは適当ではなく、スライドダウンによる評価を否定し、現況堤防の物理的な高さから直ちに当該堤防の安全性の有無を断定するかのような原告らの主張は、堤防の安全性に関する評価方法としては、独自の見解であり、誤りというほかない。

ウ なお、原告らは、いわゆる「ドベネックの桶」を例として、「堤防整備もこれと同じことである。」と主張する（原告ら準備書面(8) 10ないし11ページ）。しかしながら、勾配を有し、流下する河川の堤防整備と水を貯める水桶の補修とが、その在り方が同じでないことは自明である上、この水桶の例では、側板の高さだけを考慮すれば足りることが前提とされている（なお、この例でさえ、現実には側板の一部が腐食していたり、たがが緩んでいたりする可能性等の事情があれば、単に「高さの最も低い側板を所定の天端高のものに取り替え」れば良いという前提は成立しない。）のに対し、前述したとおり、堤防整備における考慮事項が堤防の高さだけでないことからすると、上記例は例えとしても適切なものではなく、原告

らの主張は理由がない。

## 第2 若宮戸地区に係る原告らの主張（原告ら準備書面(9)）に理由がないこと

### 1 最大浸水深図(甲42・図3. 3-21)に基づく原告らの主張に理由がないこと

#### (1) 原告らの主張

原告らは、「H26鬼怒川浸水想定区域検討業務報告書」（甲42）中の「最大浸水深図」（図3. 3-21）において、「左岸25. 35km地点で破堤すると、氾濫水が鬼怒川左岸側の広い範囲に広がっていく過程が示されている」から、「若宮戸地区は、破堤すれば、常総市の氾濫域が最大となることを国土交通省が予見していた」と主張する（原告ら準備書面(9)10ないし11ページ）。

#### (2) 被告の主張

しかし、原告らの前記(1)の主張が、被告が本件砂丘を河川区域に指定することを意ったという主張（原告ら準備書面(9)12ないし19ページ）との関係で、河川区域に指定すべき事情を補充する趣旨のものであったとしても、本件砂丘は、河川管理施設としての堤防と同程度の治水安全度（流下能力）を備えていたと評価することはできず、堤防としての役割を果たしていた事実はなく、被告は、若宮戸地区について地区全体の堤防整備を計画していたから、同地区において設置済みの河川管理施設の安全性に係る内在的瑕疵に類する瑕疵を観念する余地はない（被告準備書面(6)6, 10ないし15ページ）。

他方で、原告らの前記(1)の主張が、鬼怒川が、本件氾濫當時、本件基本方針及び本件整備計画に基づいて改修が進められており、このような改修計画に基づいて現に改修中の河川であったことを踏まえ、河川の改修計画の合理性の主張に関連して、優先的に堤防整備を行うべき事情を補充する趣旨の

ものであったとしても、そもそも河川区域の指定は改修計画の合理性とは無関係であるし（被告準備書面(6) 16ページ）、また、上三坂地区に関して被告が主張した内容（同書面20ないし21ページ参照）と同様に、原告らの主張は、結局のところ、河川流域の自然的及び社会的条件の帰結として河川氾濫が生じた場合に予想される被害が大きいことを指摘するものであるから、堤防整備を進める上で考慮され得る種々の事情の一部のみを捉えて、堤防整備の順序の合理性を論難するものにすぎず、鬼怒川の改修計画が不合理であることを示すべき事情とはいえない。

## 2 若宮戸地区に築堤計画がなかったとする原告らの主張は前提を誤るものであること

### (1) 原告らの主張

原告らは、平成23年度鬼怒川直轄改修事業・事業再評価根拠資料（乙73の1）の6ページに、「概ね20年～30年で整備する箇所」に若宮戸地区の2箇所（24.75km付近及び25.25km付近）が加えられていることについて、これは、被告が「若宮戸地区の大半（89%）は、山付堤として堤防整備をする必要がないことを前提として」、それぞれ上記2箇所の整備延長140m及び90mの区間のみを堤防整備が必要な地区として扱っていたことを示すものにすぎず、若宮戸地区には築堤計画がなかった旨主張する（原告ら準備書面(9) 24ないし25ページ）。

### (2) 被告の主張

前記資料（乙73の1）の6ページには、「過去の測量結果から、キロポストでは評価できないが24.75km付近及び25.25km付近について地盤高が1/30に満たないと想定されることから堤防整備に加えることとする。」として、原告らの指摘する140m及び90mの区間を、「地盤高が1/30に満たないと想定される」区間として記載しているが、被告は、若宮戸地区においては、地区全体で堤防整備の計画を立てた（乙54・1-2

参照) 上で、現実に堤防整備に向けた作業をしていたものであり、当該整備計画は、上記各区間のみを整備の対象とするものではない(被告準備書面(1)52ないし53ページ、被告準備書面(4)21ページ、被告準備書面(5)20ページ参照)。

したがって、前記資料の記載を理由とする原告らの主張は理由がない。

以上